

ごみの分別と出し方について

【分別区分】

ごみの集積所は5分別となっております。

※収集できないものもございますので、ご確認のうえ適切に処理してください。

種 類	出し方、注意点など	備 考
①もえるごみ 生ごみ、紙類、繊維製品 プラスチック製品 弁当などの容器等 枝木	・生ごみの水切りを十分行う。 ・食用油等の液体は固形状にするか、紙・布類に吸わせて出す。 ・生ごみの重量で袋が破れたりするおそれがある場合、袋を二重にするなどして対応する。 ・枝木類は、長さ50cm程度に切断する。 なお、太さが10cm以上の枝木は受け入れ不可。	協賛会指定のごみ袋に入れて排出。
②ペットボトル	・中身を空にし、軽くすすいで出す。 ・キャップは「もえるごみ」へ、外装フィルムはそのままでもよい。	
③カン(飲料のみ) アルミ缶、スチール缶	・中身を空にして出す。 ・油類、口に入れるもの以外の薬品等が入っていたものは各自持ち帰り。	
④ビン(飲料のみ) 四合ビン、ワンカップ含む		
⑤ダンボール	・箱をつぶし、たたんで紙紐で束ねる。(スズラテープ不可)	
収集できないもの	・発泡スチロール箱、不燃ごみ、金属くず、スプレー缶、建築資材	収集できませんので各自お持ち帰りください。

【注意事項】

ごみを出す時間帯は、

10月30日(木)～11月5日(水) 午前9時～午後4時 まで です。

それ以外の時間は、絶対にごみを持ち込まないで下さい。

※ごみ袋の販売について 1,000円/20枚で販売する予定としております。

10月27日(月)～10月30日(木)、11月5日(水)：湯沢市種苗交換会事務局

10月31日(金)～11月4日(火)：本部(主会場、協賛第2会場)にて販売します。

協賛会指定のごみ袋以外で出されたごみは引き受けできません。